

ふれあいスポーツセンターフットサル利用規則

当施設のフットサル利用規則です。必読の上、ご予約下さい。

ご予約をいただいた時点で、全てご了承いただいたと判断いたします。予めご了承下さい。

ご予約・ご利用の際は、予めご理解・ご了承の上、ご利用下さい。

(利用規則は、令和3年12月28日現在のもので、変更となる可能性がございますのでご了承下さい。)

1、フットサルゴールについて

- ① 当施設ではフットサルゴールは置いておりません。各自で持参し、お持ち帰りください。
- ② ゴールの床接触面に床に傷が入らないようにご注意ください。
- ③ 野外で使用したゴールは持ち込んだ際に泥の付着があるときは清掃してから持ち込んでください。
- ④ ゴールの組み立て・解体は時間内に完了し、退出をお願いします。

2、当施設の設定を破損した場合について

- ① 施設の破損においては、ご利用者本人の責任となります。施設を利用した際に壁に穴をあけた際にはすぐに管理人に届け出てください。どのチームからも届出がない場合にはフットサルの利用を禁止致します。

3、保険の加入について

- ① フットサルの利用についてはスポーツ保険（賠償責任保険を含む）に加入した団体・個人のみでの利用とさせていただきます。
- ② スポーツ保険加入申込書の控えを中津体育センターに提出いただいた後利用可能となりますのでご了承ください。

4、その他の注意事項について

- ① プレー開始前とプレー終了後に体育館内の壁の破損がないか管理人と確認してください。
- ② 体育施設予約ポータルサイトで予約する際は利用種目を必ずフットサルを選択してください。
- ③ プレーする際は体育館シューズを持参ください。
- ④ 故意に体育館の壁にボールを当てる行為（壁当て等）は行わないようにお願いします。
- ⑤ 卓球フェンス及び畳の使用はできません。
- ⑥ 他のお客様にご迷惑を及ぼす行為（ホイッスルや拡声器等の鳴り物および音響機器の使用大声や奇声をあげてのプレーや過度な歓声等）があった場合には、利用者の承諾なく当施設からご退場いただくとともに、以後のご利用をお断りさせていただく場合がございます。その場合、ご利用料金のご返金はいたしません。予めご了承下さい。
- ⑦ フットサル専用の室内専用ボールを使用してください。